



内部通報制度について

～令和 8 年 12 月 1 日施行、改正公益通報者保護法のポイント～

■内部通報制度とは？

企業内の不正（食品偽装やリコール隠し、保険金の不正請求等）を早期に発見し、結果として企業や従業員を守ることにつながる制度です。

この制度は、自社の従業員や役員などから組織内の不正通報を受け、調査および是正を行うもので、組織の自浄作用を高めて不正を未然に防ぐことにもつながります。

従業員数 301 人以上の企業：義務（300 人以下の企業：努力義務）

■主な 4 つの法改正ポイント

1. 内部通報体制の徹底と実効性の向上

従業員数 **301 人以上**の企業等は、内部通報の受付・調査・是正を行う「公益通報対応業務従事者」を指定する義務があります。
(300 人以下の企業は努力義務)。

実効性の向上を図るため、【命令】と【刑事罰】が新設されました。

【指定義務違反】→【指導・助言】→【勧告】→【命令】→【刑事罰（30 万円以下の罰金）】

2. 通報を理由とする解雇などの抑止・救済

- ・通報から 1 年以内に解雇や懲戒処分を行った場合 → 「**通報を理由として行われたもの**」と推定されます。
- ・「**通報を理由**」に解雇や懲戒処分を行った場合
行為者（個人）→ **6 月以下の拘禁刑または 30 万円以下の罰金**が科されます。
企業（法人）→ **最高 3,000 万円の罰金**が科されます。

3. 保護される通報者の範囲が拡大

- 【契約期間中】 → 【契約終了後】
- ・**フリーランス**も新たに保護対象となります。
 - ・**業務委託契約終了後 1 年以内**であれば保護されます。
 - ・**通報を理由**に業務委託契約解除などが禁止されます。

4. 通報妨害・通報者探索の禁止

「通報しない」といった誓約書を書かせる → **禁止** 「誰が通報したか」探索する行為 → **禁止**

■内部通報制度を導入する場合の主な手順

- ① 経営幹部で内部通報制度の導入を検討
- ② 内部通報対応の責任者と窓口設置部署を選定
- ③ 通報の受付対応を行う従事者を指定し、研修を実施
- ④ 内部規程、対応マニュアル、通報受付票を準備
- ⑤ 従業員・役員等に窓口の設置場所や内部規程の周知及び研修を実施



制度を導入していても、窓口が知られていなかったり、従業員が不安を感じていたりしては機能しません。誰もが声を上げやすい環境を整えることが大切です。

《筆者：黒澤》

お知らせ

●従来の健康保険証は有効期限が終了しています！

有効期限切れの健康保険証を持参された場合の暫定措置（利用可能とする対応）は、2026 年 7 月 31 日をもって終了しました。医療機関や薬局の受付では、**マイナ保険証**または**資格確認書**の提示が必要となります。

●産業医の辞任等に関する報告が義務化されました。

令和 8 年 8 月以降、産業医を専任した場合に加え、**辞任、解任又は退任**の場合にも労働基準監督署への報告が必要となります。

●標準報酬月額の設定について

算定基礎届提出後の標準報酬月額は 9 月分保険料（10 月納付分）より改定になります。各人ごとの保険料については、順次担当よりお知らせいたします。8 月または 9 月に随時改定が行われた方については随時改定が優先されます。

●最低賃金について

令和 8 年 10 月 1 日より、栃木県の最低賃金が **1,125 円 (+57 円)** に改定されます。日給者、月給者についても最低賃金を下回らないように見直しをお願いいたします。

●ハラスメント防止に関する規程について

令和 8 年 10 月 1 日より、すべての事業主を対象に「カスタマーハラスメント対策」および「求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策」が義務化されます。これに伴い、法改正に対応した「ハラスメント防止規程」のひな形を作成いたしました。規程の見直しをご希望の事業所様は、当事務所までご連絡をお願いいたします。

●高額療養費制度の改正について

令和 8 年 8 月から月額の自己負担限度額が引き上げられました。ただし、多数回該当となった場合の自己負担限度額は据え置かれています。また、新たに**年間の上限額**が新設されました。なお、年間とは「8 月から翌年 7 月まで」を指します。次の図は、70 歳未満の金額です。70 歳以上 75 歳未満は金額が異なります。

【70 歳未満の方の場合】

標準報酬月額	自己負担限度額 〈 〉内は多数回該当の場合	年間上限額
83 万円以上	270,300 円 + (総医療費 - 901,000 円) × 1% 〈140,100 円〉	168 万円
53～79 万円	179,100 円 + (総医療費 - 597,000 円) × 1% 〈93,000 円〉	111 万円
28～50 万円	85,800 円 + (総医療費 - 286,000 円) × 1% 〈44,400 円〉	53 万円
26 万円以下	61,500 円 〈44,400 円〉	53 万円
低所得者	36,900 円 〈24,600 円〉	29 万円



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町 2 7 5 0 - 2

TEL: 028 - 635 - 9752 FAX: 028 - 635 - 9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

